

令和3年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
議事録

1 日時：令和3年11月10日（水）午後4時30分から5時まで

2 場所：小笠原村役場本庁会議室A、小笠原村母島支所大会議室、
webEXによるオンライン会議室

3 出席者：

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	飯沼 雄司
	(一社)小笠原村観光協会	中村 哲也
	(一社)小笠原母島観光協会	小林 哲也
	(福)小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子
	(特非)小笠原自然文化研究所	堀越 和夫 <会長>
	(公社)東京都獣医師会	高橋 恒彦
	OPOの会(父島)	宮川 空
	299の会(母島)	有賀 文子
事務局	環境課	嶋、安藤、井上、尾山
請負事務局	(株)プレック研究所	酒井、宮脇、山田

(敬称略)

4 議題及び議決

議題第1号：会長の互選について

議決：堀越委員を会長とすることについて、賛成9人、反対0人で可決。

議題第2号：小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会運営規則の制定について

議決：事務局案のとおりとすることについて、賛成9人、反対0人で可決。

5 配布資料

資料1 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会委員名簿

資料2 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会運営規則案

参考資料1 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

参考資料2 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

参考資料3 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会の公開に関する要綱

6 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 村長挨拶

(3) 委員挨拶

(4) 会議成立の宣言等

事務局から、会長が互選させるまで会議の総理を事務局が代理すること及び全委員が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

(5) 議事

議題第1号：会長の互選について

- 事務局：議題第1号会長の互選に入る。条例第17条第1項の規定により、審議会に会長を1人置き、委員の内からこれを互選するとしている。会長の任期は、委員の任期と同期間とする。
会長の互選方法は、委員から立候補又は推薦とし、候補者が2名以上いる場合は、多数決で決定するものとしてはどうか。
- （委員からの異議なし）
- 事務局：立候補又は推薦あるか。
- 若松委員：会長に堀越委員を推薦する。会長は今後も小笠原で生活される地元の委員が良いと考える。なかでも堀越委員は、これまで小笠原で多数の環境保全活動に携わり、深い知見を持っている。また、ノネコ対策を中心としたペット由来の外来種拡散防止にも携わっている。本ペット条例の制定にもWG設立当初から関わっており、会長に適任だと考える。
- 事務局：堀越委員、若松委員からの推薦についてどうか。
- 堀越委員：他委員から異議がなければ会長を引き受ける。
- 小林委員：堀越委員が適任と考える。
- （飯沼委員、中村委員、松林委員、高橋委員、宮川委員、有賀委員からの異議なし）
- 事務局：委員全員の賛成があったため、会長を堀越委員とすることで可決する。これより、会議の進行を会長に願います。
- 堀越委員：条例第17条第3項の規定に基づき、会長が事故にあるときなどの代理委員を指定する。若松委員を指定するがどうか。
- 松林委員：若松委員が承諾するのであればあれば異議はない。
- （飯沼委員、中村委員、高橋委員、宮川委員、有賀委員からの異議なし）
- 若松委員：指定について承諾する。
- 堀越委員：それでは若松委員を代理委員に指定する。

議題第2号：小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会運営規則の制定について

- 事務局：（事務局より審議会運営規則案について説明）
- 堀越会長：今回の資料は、事前に事務局から相談を受け、調整したものである。条例、施行規則、審議の運営規則はすべて読まなければわからないという複雑な構造となっているが、審議会の運営規則は比較的シンプルな整理となっていて、この内容は審議会で改定することもできる。審議会は小笠原村長から提示された議題に答申することが一番の目的であるが、同時に審議会の所掌事務については審議会から議題を提案することもできる。必要に応じて建議書という形で村長に意見することができる。各委員にはその二点を理解したうえで、積極的に議題を挙げてもらえればと思う。委員からの意見について審議会で決議されれば小笠原村に提言する。また、それらはすべて公開される。
委員から意見があれば発言をお願いします。
- （委員からの意見なし）
- 堀越会長：議決に移る。運営規則案についてどうか。
- 若松委員、飯沼委員、中村委員、小林委員、松林委員、高橋委員、宮川委員、有賀委員：異議は

ない。運営規則案について賛成である。

○堀越会長：委員全員の賛成があったため、運営規則について事務局案のとおりとすることで可決する。

続いて、運営規則第6条第3項の規定により議事録の署名人を指名する。今回は若松委員と飯沼委員を指名するがいかがか。

○若松委員、飯沼委員：指名について、承知した。

○堀越会長：以上で本日、議決の必要な議題は終了である。その他委員、事務局より何かあるか。

○事務局長：今後の審議内容とスケジュールについて説明する。本審議会では、条例第6条、愛玩動物の持込みの制限、条例第7条、動物の持込み申告の義務の施行開始時期に関する議論を行い、意見をまとめて、規則等に定めることを考えている。第6条では、現状はイヌ、ネコ及び登録個体以外の持ち込みは認めないという作りになっているが、これをいつから開始するか、話し合っていかなければならない。また、第7条の申告についても施行スケジュールを決めなければならない。どちらも施行することは決定しているが、開始時期が未定という状況であり、審議会に諮問して検討していく。また、附則第7項及び第8項のとおり、動物の持込み制限、イヌの適正飼養については、イヌの飼養状況を勘案しながら審議することになる。審議スケジュールとして、第2回審議会ではイヌの適正飼養について諮問し、第3回審議会では答申を受けることを考えている。第2回は早ければ年内、第3回は3月の議会を見据えて2月頃の開催を予定している。ただし、村民生活に関係することなので、スピード感を持って取り組む意識を持ちつつも、議論は丁寧に進めていきたい。すべて3月の議会に上げるわけではなく、翌年度へ持ち越す議題もあって良いと考えている。

○堀越会長：審議会の回数に規定はあるか。事務局の事務が追いつけばいつでも開催できるのか。

○事務局：その通りである。

○堀越会長：以前、イヌの避妊去勢の義務化についても議論されたことがあるが、条例への記載が保留となった経緯がある。賛否両論あるため、審議会からの答申は非常に大きな責任が伴うが、これについても審議していかなければならない。検討に当たっては、獣医師、動物福祉の専門家の意見も重要となるため、特別委員として招聘する必要もある。重要な議題であることをご認識いただきたい。

○堀越会長：それでは、これをもって第1回審議会を終了する。

(6) 閉会